

民間障害福祉サービス事業所等
整備主体選定要領

令和 5 年 8 月

広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課

民間障害福祉サービス事業所等整備主体選定要領

1 目的

民間事業者が行う障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等（以下「民間障害福祉サービス事業所等」という。）の整備について、国の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金を活用して民間社会福祉施設整備費補助金を交付するに当たり、整備主体の選定方法等について必要な事項を定める。

2 施設整備の対象

(1) 本市の民間障害福祉サービス事業所等の施設整備費補助金の対象となる整備区分及び対象法人は、次のとおりとする。

事業所・施設	整備区分	対象法人
療養介護事業所	創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び大規模修繕等	社会福祉法人、医療法人及び本市域で障害福祉サービス事業を運営しているNPO法人 (注) ※1
生活介護事業所		
自立訓練事業所		
就労移行支援事業所		
就労継続支援事業所		
短期入所事業所	創設、増築及び大規模修繕等	※1
共同生活援助事業所		
障害者支援施設	改築、老朽民間社会福祉施設整備及び大規模修繕等	社会福祉法人
障害児入所施設	創設、増築、改築、老朽民間児童福祉施設整備及び大規模修繕等	社会福祉法人
児童発達支援センター		※1に同じ。

(注) 本市域で障害福祉サービス事業を運営しているNPO法人とは、申請時において、「広島市障害福祉サービス事業者等指導要領」に基づく実地指導を既に受けている法人とする。

(2) 施設整備は、原則として単年度整備とする。

3 施設整備の内容

2の(1)の表の整備区分ごとの施設整備の整備内容は以下のとおりとし、国の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱及び次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（以下「国要綱」という。）における整備区分により国庫補助協議を行うものとする。

整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること（ただし、施設の新規開設に限る。）。
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること（既存施設の移転改築等に伴う建物の新築を含む。）。
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築等をすること（既存施設の移転改築等に伴う建物の新築を含む。）。
老朽民間社会（児童）福祉施設整備	「老朽民間社会福祉施設の整備について」（厚生労働省社会・援護局長通知）又は「老朽民間児童福祉施設等の整備について」（こども家庭庁成育局長通知）により整備すること。
大規模修繕等	「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（厚生労働省社会・援護局長通知）及び「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」（厚生労働省社会・援護局長通知）又は「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」（こども家庭庁成育局長通知）により整備すること。

4 応募資格

- (1) 整備主体は、2の(1)の表の対象法人欄に掲げる者であること。なお、社会福祉法人については、新設法人を含むものとする。ただし、整備主体として選定されたにもかかわらず、選定を取り消された者又は正当な理由なく辞退した者で、選定を取り消された日又は辞退した日から起算して3年を経過していない者を除く。(整備主体として選定される前に辞退した場合は除く。)
- (2) 様式1附表「応募資格基準表」に適合していること。

5 募集方法及び選定対象

市ホームページ等で翌年度の施設整備計画の募集を行い、民間障害福祉サービス事業所等整備計画書及び必要書類を別途指示する期限までに提出したものを整備主体の選定の対象とする。

- (※1) 4の応募資格に適合していない施設整備計画については、選定の対象としない。
- (※2) 施設整備計画が他の公的補助金又は民間補助金の申請と重複しているものは、選定の対象としない。

6 提出書類

様式1「整備計画書」及び同様式附表「応募資格基準」の項目で必要となる書類

※各法人が提出できる整備区分は1つの整備区分とする。(重複しての提出は認めない。)

7 選定方法

- (1) 4の応募資格の適否判定を行ったうえで、応募者から提出された整備計画書を別添評価基準に基づき評価し、整備区分毎に評価点数合計が高い順に、予算の範囲内において選定する。
- (2) 評価点数合計(加点減点項目を除く。)が次の点数を満たしていない施設整備計画については、選定しない。

整備区分		点数
創設等	創設	51点
	増築	15点
改築等	改築、老朽民間社会(児童)福祉施設整備	10点
	大規模修繕等	8点

(注) 改築、老朽民間社会(児童)福祉施設整備については、上表の点数を上回っていても、老朽度又は築後経過年数が国の補助基準を満たしていない場合は選定しない。

- (3) 評価点数合計が同点の場合は、整備区分ごとに次の方法により順位を決定する。

整備区分	方法
創設	第1基準：評価基準の評価項目中、区分「施設運営」の点数が高い方を優先する。 第2基準：上記項目においても、なお同点の場合、定員の多い施設を優先する。
増築	第1基準：定員増加率の高い施設を優先する。 第2基準：上記項目においても、なお同点の場合、職員配置の配点が高い施設を優先する。
改築、老朽民間社会(児童)福祉施設整備	第1基準：老朽度が最も高い施設を優先する。 第2基準：上記項目においても、なお同点の場合、実利用者の多い施設を優先する。
大規模修繕等	第1基準：築後経過年数が最も多い施設又は早急に行う必要のあると認められる施設を優先する。 第2基準：上記項目においても、なお同点の場合、実利用者の多い施設を優先する。

- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、大規模修繕等のうち、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年度政令第368号）の施行に伴い、新たにスプリンクラー設備の設置義務を負った事業者が当該整備のみを行う場合については、4の適否判定を行ったうえで、実利用者の多い順（同じ場合は利用者の平均障害支援区分の高い順）に予算の範囲内において選定する。
- (5) 整備主体を選定した場合であっても、広島市又は国の予算が措置されなかった場合は、補助金は交付しないものとする。

8 選定基準の公開及び選定結果の公表

- (1) この選定基準は、整備主体の募集の際に市ホームページに公開する。
- (2) 選定結果は、応募した事業者全てに通知するとともに、障害自立支援課において閲覧に供する。

9 その他（注意事項）

- (1) 整備計画書等の作成、提出に要する費用については選定結果にかかわらず、本市は一切負担しない。また提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載があった場合や、整備主体として選定された場合で、施設整備を行う上で必要な許可等が取得できないなどの事態が発生した場合は、選定の決定を取り消すことがある。なお、この取り消しによって生じる費用等についても本市は一切負担しない。
- (3) 提出された整備計画書の変更については、施設の実施設計に伴うものなどでやむを得ない場合で、かつ、評価の結果に影響を与えないものに限り、本市との協議の上認める。
- (4) 整備計画書を提出後に、本市職員が整備予定地の現地調査を行うので、あらかじめ土地所有者の承諾を得て、土地所有者の同意があったことを証する書類を提出すること。
- (5) 整備計画の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があるので留意すること。
- (6) 選定以後、評価の実施予定項目において、履行が確認できない場合、手続きを中止し、選定を取り消す。